

高温の車内に長時間放置し救急車呼ばずクーリング

-なぜ当たり前に対応ができないのか？-

■ある保育園の送迎車降ろし忘れ事故

7月のある日、N保育園では20名の園児を連れて、近くの公園に園外活動に出かけました。午後1時30分頃、7人乗りのワゴン車で3往復し園に戻り、送迎車はそのまま園に駐車していました。午後4時のおよその時間に園児のH君が居ないことに気付き、園内と周辺を捜しましたが送迎車内は探しませんでした。

午後4時50分職員が園内の送迎車を、近くの駐車場に移動させました。午後5時に他の園児が「帽子がない」と言い出したため、送迎車に帽子を探しに来た保育士が、送迎車内の3列目シートの前の床に倒れているH君を発見しました。

H君は全身が汗でぐっしょりしており、重度の脱水状態でした。発見した保育士は送迎車のエアコンを強くしてH君を30分間クーリングしましたが、回復せず119番通報しました。救急車が到着した時には、H君は既に心肺停止状態で搬送先の病院で亡くなりました。その後、H君を送迎車から降ろし忘れた保育士2名が業務上過失致死の罪で起訴され禁固1年の判決を受けました。

事故発生時の救急車要請を当たり前と考えてはいけない

■ヒューマンエラー事故の防止対策3つ目の課題

ヒューマンエラー事故の防止対策では、ミスと事故と損害を分けて考え「ミスによって事故が起こり損害が発生する」と考えます。そして、防止対策を3つに分けて講じていきます。すなわち、ミスを防止する対策「ミスが起きての事故につながらない対策」「事故が起きた時損害を軽減する対策」です。

《ヒューマンエラー事故の防止対策》

ミスを防止する対策	ミスが発見し是正する対策	事故の損害を軽減する対策
利用者を送迎車から降ろし忘れないようにする対策	降ろし忘れミスを迅速に発見して長時間放置しない対策	長時間車内に放置した時迅速に救急搬送する

■「当たり前」と思われてしまう事故発生時の対応

これら3つの対策の中であまり注目されないのは、3つ目の損害軽減策で誤嚥事故の救命対応や誤薬事故後の受診対応がこれにあたります。事故が起きたら適切な救命対応を行い、せめて命だけは救おうとするのは当たり前と思われがちですが、「当たり前」と考えてはいけません。例えば次のような、事故発生時の対応ミスが発生しています。

- 誤嚥発生時に吸引で回復すると考えたため、救急車の要請が遅れ、亡くなった。
- リフト浴の安全ベルトをせずに溺れたが受診させなかったため、肺水腫で亡くなった。
- 誤薬発生後に「誤薬した薬の影響は無い」と判断して経過観察としていたら、急変して亡くなった。

■なぜ30分間もクーリングしたのか？

13時半から17時まで3時間半も猛暑の車内に放置されている2歳児に対して、車のエアコンを使って30分もクーリングをしていたのです。発見された時の容態は分かっていないので、救急搬送の遅れと死亡との間に因果関係が証明された訳ではありません。しかし、起訴状の中では、救命行為が遅れたことは大きな問題となっています。人はミスの結果が重大であるほど、隠したりごまかそうとしたりするものです。

管理者は、事故防止対策では事故の未然防止だけでなく、事故が起きた時の損害軽減の対策も徹底する必要があります。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 森田・山口
TEL 050-3462-6444

担当課・支社 代理店